

令和7年度第2回花巻市子ども・子育て会議 会議録

1 開催日時

令和8年2月10日（火） 午後2時から午後3時40分まで

2 開催場所

花巻市生涯学園都市会館 3階 第2・第3中ホール

3 出席委員 12名

中村 良則 会長（富士大学経済学部教授 理事長補佐）

笹野 雅美 委員（花巻市PTA連合会 副会長）

高橋 淳一 委員（岩手県私立幼稚園・認定こども園PTA連合会中部地区会 会長
ゆもと幼稚園PTA会長）

佐々木 渉 委員（花巻市内学童クラブ連絡協議会 新堀学童クラブ保護者会 会長）

打田 修子 委員（花巻市法人立保育所協議会 会長）

高橋 佳子 委員（社会福祉法人石鳥谷町保育協会 新堀保育園園長）

諏訪 心一 委員（社会福祉法人浄心会 つちざわこども園地域子育て支援センター所長）

伊藤 和江 委員（社会福祉法人花巻市社会福祉協議会 イーハートブ養育センター園長）

泉山 明 委員（花巻市民生委員児童委員協議会 理事）

松本 祥子 委員（花巻市校長会 花巻小学校校長）

吉田 桂子 委員（花巻市手をつなぐ育成会 花巻支部副支部長）

上野 文男 委員（かなん子どもひろば 支援員）

4 欠席委員 7名

佐藤 良介 副会長（花巻商工会議所 副会頭）

奥山 繁 委員（花巻市立西公園保育園保護者会 会長）

高橋 千津 委員（花巻市立大迫保育園保護者会 会長）

高橋 きぬ代 委員（花巻私立幼稚園・認定こども園協議会 理事）

佐々木 美穂 委員（花巻市内学童クラブ連絡協議会 湯本学童クラブ支援員）

畠山 直美 委員（特定非営利活動法人わこの家 小規模保育事業所わこの家主任補佐）

滝吉 美知香 委員（岩手大学 教育学部准教授）

5 出席した職員

(1) 阿部 勇悦 健康こども部長

(2) こども課

松原 弘明 課長、玉山 美由紀 課長補佐、吉田 真彦 子育て支援係長、

高橋 結花里 保育管理係長、川村 芽衣 主査、西 真紀子 会計年度任用職員

6 議題

- (1) イーハトープ花卷子育て応援プラン（第3期花卷市子ども・子育て支援事業計画）の代用計画の策定について
- (2) 乳児等通園支援事業者の認可等について
- (3) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見聴取について
- (4) その他

7 議事録

○こども課：玉山課長補佐（事務局進行）

本日の会議には委員19名中12名にご出席をいただいておりますことから、花卷市子ども・子育て会議条例第5条第2項の規定により、開催要件を満たしていることをご報告いたします。

また、本日の会議は会議録を作成するにあたりまして、会議録の作成支援システムを使用する関係上、発言の際には大変申し訳ございませんが、皆様にマイクをお持ちいたしますので、挙手の上、マイクを通して発言いただきますようよろしくお願いいたします。

開会の前に、資料の確認をいたします。事前に本日の会議資料をお届けしておりましたが、お持ちにならなかった方、おりませんでしょうか。

資料は先に配布しております。本日の会議の次第、委員名簿、資料No.1及び別紙2-1、2-2、2-3、2-4、No.2、No.3、No.4になりますのでご確認をお願いします。

なお、本日の会議は1時間30分程度を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、令和7年度第2回花卷市子ども・子育て会議を開会いたします。

花卷市健康こども部部長 阿部 勇悦よりご挨拶申し上げます。

○阿部健康こども部長

それでは、会議に先立ちまして、御礼とご挨拶を申し上げます。

本日は皆様お忙しい中、また寒い中お集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

また日頃より皆様それぞれの立場で花卷市のこども政策にご支援、ご協力いただきまして、非常にありがたく思っております。本当にありがとうございます。今年も年が明けましたと思えば、もう2月の半ばというところまでございまして、まだまだ非常に寒い日が続いております。

今、コロナとかインフルエンザと感染症の方も流行っているようでございまして、本日インフルエンザでお休みになられている委員の方もいらっしゃるかと聞いております。皆様にはそれぞれ非常に感染症の予防ですとか、そういうところにも大変ご尽力いただいていると認識しております。

今現在の市の方の取り組みを一つだけご紹介させていただきたいと思っております。

国の政策になりますけれども、昨年末に強い経済を実現する総合的な経済対策ということで、児童手当を受けられている児童一人当たり2万円物価高子育て応援手当というものを支給することになりまして、市の方からなるべく早く支給できるように現在対象世帯へのお知らせ等々準備しているところでございます。

本日の会議につきましては、事前に資料を送らせておりましたけれども、3件の議事を予定しております。特に2番の乳児等通園支援事業者の認可につきましては、来年度から始まりますいわゆるこども誰でも通園制度、こちらの概要説明ですとか、実施するにあたって事業者の方についてご意見をいただきたいと思っております。

今年度2回目ですが、今年度としては最後の会議ということになりますので、是非ご出席の皆様には、忌憚のないご意見を頂戴したいということをお願いいたしまして、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○こども課：玉山課長補佐（事務局進行）

続きまして次第の3の議事に移りますが、議長につきましては、花巻市子ども・子育て会議条例第4条第2項の規定により、会長が議長になることとされておりますので、中村会長様よろしくをお願いいたします。

○中村良則会長

それでは早速ですが、本日の議事に入ります。

(1) イーハトープ花巻子育て応援プラン（第3期花巻市子ども・子育て支援事業計画）の代用計画の策定について事務局からの説明をお願いします。

○こども課：吉田子育て支援係長

こども課の吉田でございます。私からイーハトープ花巻子育て応援プラン（第3期花巻市子ども・子育て支援事業計画）の代用計画の策定につきまして、説明いたします。

資料No.1をご覧くださいと思います。最初に代用計画とは何かについてでございます。現在、子ども・子育て支援法に基づきまして、5年間の子ども・子育て支援事業計画、昨年度の子ども・子育て会議の場でもたくさん意見を頂戴いたしまして策定しましたけれども、この子ども・子育て支援事業計画において、本来定めるべき事項について、計画の策定時点で設置等を設定することが困難である場合におきまして、計画に数値等を設定するまでの期間、大体措置として策定するものとなっております。平たく申し上げますと、計画策定後にこの計画に盛り込むべき事項が法律改正等によって追加されるといった場合、実際は計画本文を変更することが通常でありますけれども、その暇がないという場合に、暫定的に計画本体とは別葉で該当する内容のみを記載した計画を策定し、これをもって子ども・子育て支援事業計画への記載があったとみなすことができるものとなっております。

今回、代用計画を策定する理由ということで、資料No.1の2番、令和8年度から実施する義務が課せられております乳児等通園支援制度、いわゆるこども誰でも通園制度につきましては、令和6年度中に策定いたしましたイーハトープ花巻子育て応援プランの中に盛り込んでおりましたけれども、国が定める基本方針の改正が行われたこと、それから第3期花巻市子ども・子育て支援事業計画等における量の見込み等の算出と考え方の改正案が令和7年9月16日付の国からの事務連絡で示されたところでございます。

合わせまして、満三歳以上の限定保育事業に係る国の制度が創設されることによりまして、子ども・子育て支援事業計画の変更、それから内容計画の策定ということにつきましても、10月15日

付で子ども家庭庁から事務連絡が発出されたところでございます。

これらの事務連絡におきまして、現在の計画の変更を要する事項、具体的には後程説明いたしますけれども、現在の計画には記載がなく、新しく計画に盛り込む必要のある事項もこの中で追加されたということがございます。実際には計画変更して盛り込むというのが原則ですが、それにより難しい場合については当面、代用計画により対応して差し支えないということが併せて示されましたので、今般は代用計画により基本的記載事項または新たに追加しようというものでございます。

この代用計画を策定するにあたっての検討経過等について2点、順番に説明をいたします。

まず、乳児等通園支援制度（こども誰でも通園制度）についての部分ですけれども、元々あったものも含めますが、乳児等とされる支援が量の見込み及び提供体制の確保の内容（確保の方策）につきましては、別紙として2-1をお付けしております。

こちらは、昨年度策定いたしました第3期子ども・子育て支援事業計画を抜粋した写しになりますが、この中でこども誰でも通園制度について、利用状況、量の見込み、それから確保の方策を定めてございますので、こちらは現在の計画に記載済としております。

続きまして、実施時期につきましては、別紙2-1、こちらが現在の子ども・子育て支援事業計画に記載の内容ですが、こちらに令和7年度より制度化に向けた調査等を実施し、8年度からの実施に向けた検討を行うという書き方をしております。本制度は令和8年度からの実施が義務づけられておりますが、8年度から実施しますという記載には現在なっていないというところもありましたので、ここは明確にする必要があるだろうということで、今回代用計画において明記したいというところでございます。

3つ目の乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項につきましては、昨年度の計画策定段階で全くなくて、今回新しく記載すべき事項として追加で示されたものでありまして、こちらは未記載ということで代用計画の中では必要があると判断したところでございます。

基本的記載事項のうち、b.の実施時期それから教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項の2点については、計画を策定しますということで、こちらも作成したいというところでございます。

次に満三歳以上限定小規模保育事業につきましては、令和7年度になってから創設された制度ということもありますので、この基本的記載事項と書いてある三つの事項のうち、d.各年度の教育・保育提供区域における特定地域型保育事業所に係る第十九条第二号に掲げる小学校就学前こども（満三歳以上限定小規模保育を利用する者に限る。）の必要利用定員総数に関しては未記載となっております。また、e.満三歳以上限定小規模保育を利用する必要利用定員総数、教育・保育の提供体制の確保の内容及び実施実機、それから子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容でございまして、こちらは記載済となっております。それぞれ別紙の2-2、2-3、こちらも現在の第3期子ども・子育て支援事業計画の抜粋でございまして、計画の本文及び本文の表において、それぞれ

れ示させていただいているところがございます。

特に教育・保育の一体的提供については106ページから108ページの中でそれぞれの関係する方々の役割の中で個別に記載しておりまして、教育・保育の一体的提供というような項目については、それぞれの役割の中で読みとれるということで、記載済という判断をさせていただいたところがございます。これらを踏まえまして、満三歳以上限定小規模保育事業の計画の策定については、事務連絡の内容にも照らし、不要であると判断いたしました。

その理由といたしましては、国より発出された満三歳以上限定小規模保育事業に係るQ&Aが根拠となりますが、この中に、「市町村の子ども・子育て支援事業計画の中で定められた小学校就学前の子どもに係る教育・保育の量の見込みに満三歳以上限定小規模保育事業に係る必要利用定員を含めることとし、教育・保育の量の見込みに関するについて計画の変更とすることも差し支えない」と示されております。

つまり、教育・保育施設を利用したい子どもの数に対し、その受け皿が確保されていますという状況が示されている中で、満三歳以上限定小規模保育に係るニーズの部分の子達が含まれていると読み取って構わないということです。満三歳以上限定小規模保育の対象者となるのは2号認定、3歳から5歳の保育についてですけれども、これについては、保育の対象になる年齢の市内の子ども達全員の人数を元に量の見込み、確保の方策を算出しておりますので、この中にも満三歳以上限定小規模保育事業の部分が含まれるという読み取り方をしても構わないというようなことでございます。

二つ目になりますけれども、真っ先に策定した第3期の計画においては当然この小規模である満三歳以上の人数を除いて作ったわけではなくて、花巻市全体のいわゆる3歳から5歳児保育に関するニーズ全体としての見込み、それから確保の方策を出しているものですので、この全体の中に、この新しくできた満三歳以上小規模保育事業というものも含まれていますよという解釈ができるというようなことで、今回については、代用計画の策定は不要と判断したところがございます。

その代用計画につきましては、結論としては、乳児等通園支援事業の部分についてのみ策定するという形になりますけれども、その案については別紙1、資料No.1の次のページに添付した資料でございます。

実施時期については、令和8年4月からの子ども・子育て支援法の施行に基づく新たな給付事業としての実施に伴いまして、本市においても令和7年度において実施を希望する事業者との調整や例規整備等を進めてきたことから、8年度より認可事業者における事業実施の準備を開始しますという形で明確に時期を定めたところがございます。

もう一つ新しく盛り込まれた教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項というものがございまして、この内容について、国からある程度の例文を示されたところもございました。

後はその他の実績の策定状況といったものも踏まえまして、地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育保育施設との間で情報共有することができる体制の整備、あるいは乳児等通園支援事業の利用か

ら、教育保育施設の利用への円滑な移行を支援しますといったような形で、包括的な形での策定で構わないという示され方をしたところですので、基本的には国が示した案文に準じて作成をさせていただいた案として作成をしたところでございます。

最後の4番、代用計画の第3期計画への反映につきましては、子ども・子育て支援事業計画は、計画期間の中間年、令和9年度が中間見直しの年に当たりますけれども、その際に量の見込みや確保の方策等の見直しを行う必要がございますので、その際に計画変更を行いまして、今回の代用計画の内容を計画本体の方に反映したいというふうに考えているところでございます。

議題の(1)についての説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○中村良則会長

ただいまのご説明について、ご意見等ございませんでしょうか。

○泉山明委員

今は、資料No.1の説明がなされたものだと思いますけれども、別紙についての説明をお願いします。

○こども課：吉田子育て支援係長

こちらの別紙につきましては、現在の子ども・子育て支援事業計画の抜粋でありまして、今回代用計画により定める必要のある内容が記載済みかそうでないかを確認するための参考資料となります。こちらの内容につきましては、昨年度の子ども・子育て会議の中で何度か確認をいただいた上で定めたものでありましたので、こちらに書いてあることについて、再度の説明は省略させていただいたところでございます。

乳児等通園支援事業について、子ども・子育て支援事業計画の中で今の段階で記載してある内容はこの別紙2-1になります。この内容につきまして、先に説明いたしましたとおり、国の基本方針が改正になったことで計画に追加で記載しなければならない内容がありまして、何が今の計画に書いてあって、何が書いていないかといった説明をさせていただきましたが、現在何が記載されているかをご確認いただくための参考資料でございます。

例えばですけれども、乳児等通園支援の量の見込み及び提供体制の確保の内容については、こちらの別紙2-1の確保の方策を示した表がございます。

こちらの中に、量の見込み、それから確保の方策というものが記載されているということでございますので、今回その計画として新たに追加する必要はないので記載済みというところでございます。

次に実施時期でございますけれども、明確に国としては令和8年度から制度が実施されるということが、別紙の1の最初の文章のところに書いてありますが、花巻市としては法に基づいて令和8年度からやりますが、計画本文には令和7年度より制度化に向けた調査等を実施し、令和8年度からの本格実施に向けた検討を行うこととしますと、記載しております。

このことから、花巻市として明確に令和7年度から乳児等通園支援事業について検討を進めると書いているけれども、実施時期が8年度というところまでは記載がないというところでございますので、今回はこの代用計画の中で作成をする必要があるというところでございます。

最後、乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項については、別紙2-1の中には記載がございません。これについては、昨年度の計画策定段階では子ども・子育て支援事業計画にこうした内容を定めてくださいという事は無かったもので、別紙2-1の中には記載がございません。従って、今回の代用計画において、記載が必要と判断したところでございます。

次に満三歳以上限定小規模保育事業につきましては、別紙2-2が基本的記載事項のdでございます。

こちらにつきましては、必要利用定員総数、小学校就学前のこどもが満三歳以上限定小規模保育を利用する上で、どのくらいの定員を見込むことが必要なかという話ですけれども、昨年度の子ども・子育て支援事業計画の策定時点において、満三歳以上限定小規模保育事業という事業区分がまだ存在しませんでしたので、この別紙2-1に書いてある量の見込み、それから確保の方策の中には区分して記載できなかったものになりますので、未記載の状態となっておりますが、先にご説明のとおり、花巻市全体の未就学児数に対する特定教育・保育の量の見込み・確保の方策を見込んでおきまして、教育・保育の提供体制の確保の内容につきましても、別紙2の資料の中でそれぞれの認定区分に応じた量の見込み、それから確保の方策と定めてございます。また、実施時期につきましても、特定教育・保育の提供については継続的に実施するものというところでありますので、すでに計画本文に記載済としているものでございます。

最後、子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容でございますけれども、別紙2-3の第6章計画の着実な推進に向けて、それぞれ主体の役割がございまして、その中で例えば、(3)の保育施設及び地域型保育事業者の連携というところで、幼児教育を一体とした保育を行うとか、保育施設と保護者の皆さんと連携するであるとか、幼児教育施設、事業行政の役割というそれぞれの中で民間と行政が一体となったとか、地域社会や家庭との連携を十分に深めながらといったように、それぞれの主体ごとに連携体制を個別に記載させていただいている他、第2節の教育・保育の一体的提供という項目において、包括的に記載をしているところであります。

今回、代用計画を策定するにあたり、現在の計画内容と照らし合わせるための参考資料として、別紙2-1から2-3をお付けしたものとご承知いただければと思います。

○打田修子委員

私達は保育に特化した施設として日々仕事をしておりますけれども、そうでない方がこれを見せられた時に、何がどうなのかわからないと思います。今花巻市がこういう状態なので、こういう計画が必要なのですが、どうでしょうかという提案の方が分かりやすいと思いますが。

○中村良則会長

今日提案の代用計画の記載事項というものは、もう既に法的に定めることが決まっているものなんですね。国から乳児等通園支援事業の実施や満三歳以上限定小規模保育事業の創設があり、基本方針や法律が新しくなるので、子ども・子育て支援事業計画にそのように定めてくださいと来たものです。計画本体の進め方や内容については、昨年度来この会議でも議論しておりますの

で、それを踏まえた上で、今回、国から新たに計画に盛り込むように示された内容、特にこの乳児等通園支援事業については令和8年度から進めていくことについて、法律で定める計画変更がすぐには難しいという場合にあっては、とりあえず必要な分だけ議論し、意見を聞き、代用計画という形でもかまわないので策定してくださいという趣旨だと理解します。そうすると代用計画に関しては、現在の子ども・子育て支援事業計画の内容と国が求める内容を比べると、足りない部分がこれだけあります、その上で今回代用計画に定めるのは計画案に記載している2点について記載するのみですが、これで十分かどうかという提案だと思います。そうした点からはいかがでしょうか。

(意見なし)

それでは意見が無いようですので、議題の(1)はこれで終了とします。

続きまして、(2)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の認可等について、ご説明をお願いします。

○こども課：高橋保育管理係長

それでは、乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の認可等について説明をさせていただきます。

資料No.2をお開きいただけますでしょうか。こども誰でも通園制度の制度概要です。

保育園等に通っていない児童を対象に、保護者の方の就労要件を問わず、月一定時間まで時間単位で保育園等を利用できる新たな制度となっております。保育に就労や病気、冠婚葬祭等保護者の理由があつたとありますが、こども誰でも通園制度では理由を問いません。

同年代の子ども同士で触れ合うことにより、年齢に応じた遊びや新たな気付きを通して子どもの育ちを促す制度で、保護者にとっては経験豊富な保育士から育児のアドバイスを受けることができ、また、子育てから離れてリフレッシュの機会となります。

令和8年度から市町村に実施の義務が課せられており、本市でも令和8年度より実施するにあたりまして、市町村の認可が必要となり、この認可に当たっては児童福祉に係る当事者の意見聴取が必要とされていることから、本会議においてご意見をお伺いするものです。

事業の内容です。対象になるお子さんは、生後6か月から満3歳未満までの未就園児となります。利用可能時間は、子ども一人当たり月10時間が上限となります。利用料は一人一時間あたり300円程度を標準とし、各施設が設定した額となります。所得等に応じて一部減額もごございます。

利用の方法です。まずは、保護者には市の窓口ですとか、オンラインの手続きで利用者認定申請を行っていただきます。申請した内容を元に、市ではその児童が誰通の対象となる児童かを確認致しまして、確認ができましたら利用者認知通知と国の予約システムのアカウントを送付いたしますので、それを受け取っていただきます。予約システムにそのアカウントにてログインしていただきまして、利用したい施設に事前面談の予約を行っていただきます。事前面談が終了しましたら、予約システムから利用予約ができるようになりますので、実際に利用していただくというような流れとなります。

実施の方式です。一般型と余裕活用型とございまして、一般型は保育園等の定員とは別に、本制度の定員枠を設け、その枠内で受け入れる方式となっております。余裕活用型は、保育園等の既存の定員に空きがある場合に、その空き枠を活用して受け入れていただく方式となります。

意見聴取の概要でございます。3ページ目に意見聴取の根拠となります法令を掲載しております。委員会につきましては、児童福祉法第34条の15によりまして、事業者から認可申請があったときは、市で定めた条例であります、花巻市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び関係法令等に適合しているかどうか審査を行うとともに、児童福祉に係る当事者の意見を聞くこととされております。

また、子ども・子育て支援法第54条の2によります、乳児等支援給付費の支給に係る事業を行うものである確認をするために、利用定員を定めようとするときは、子ども・子育て会議の意見を聞くこととされておりますことから、今回の花巻市子ども・子育て会議の審議に付すものでございます。

主な認可基準です。認可に当たりまして、民間基準を目指しているか審査を行う必要がございます。まずは一般型です。一般型の設備の基準は0～1歳児、必ず設ける必要がある部屋が乳児室又はほふく室となっております、乳児室は1.65㎡/人、ほふく室は3.3㎡/人となっております。満2歳以上は保育室又は遊戯室が必要となっております、全て1.98㎡/人となっております。

次に職員の配置基準となっております。乳児は概ね3人につき1人、満1歳以上は概ね6人につき1人の配置基準となっております、乳児等通園支援従事者の半数以上が保育士とし、2人を下回ることはできないこととなっております。

余裕活用型ですが、こちら既存の園の定員内で受け入れる方式でございますので、それぞれのその施設又は事業所の基準を定めるところによることとなっております。

認可予定施設です。私立園からは4園認可の申請をいただいております。

まずは、膝乃こども園です。施設類型は認定こども園、実施方法は余裕活用型、実施日時は月～金の9時～4時、1人1時間あたりの利用料は300円、給食の提供も行うということでございます。利用定員ですが、余裕活用型は通常保育の利用定員から当月の在籍児童数を除いた人数となります。また、一番右側の合計の欄についてでございますけれども、余裕活用型における定員数は通常保育の受入状況により変動しますので、事業実施計画書による受入見込み数を合計の欄に記載しております。事業実施計画による受入見込み数は8人となっております。

次に、ピュア・チャイルド園です。施設類型は小規模保育事業所、実施方法は余裕活用型、実施日時は月～金の9時～4時、1人1時間あたりの利用料は300円、給食の提供も行うということで、利用定員は通常保育の利用定員から当月の在籍児童数を除いた人数、事業計画による受入見込み数は8人となっております。

次に、ひよこ保育園です。施設類型は小規模保育事業所、実施方法は一般型、実施日時は月～金の9時～4時、1人1時間あたりの利用料は300円、給食の提供も行うということで、利用定員は0歳児1人、1歳児1人、2歳児1人、合計3名が利用定員となっております。

次に、ぎんどう保育園です。施設類型は小規模保育事業所、実施方法は余裕活用型、実施日時は月～金の9時30分～12時30分、歳児や給食希望の有無により変動がございます。1人1時間あたりの利用料は300円、給食の提供も行い、利用定員については通常保育の利用定員から当月在籍児童数を除いた人数、事業計画による受入見込み数4人となっております。

続いて公立園でございますが、湯口保育園で実施を予定しております。施設類型は保育園、実施方法は余裕活用型、実施日時は月～金の9時～12時、1人1時間あたりの利用料は300円、給食の提供はありません。利用定員は通常保育の利用定員から当月在籍児童数を除いた人数で、実施計画による見込みが3人となっております。

認可に係る考え方です。こども誰でも通園制度の認可基準は、保育所等の基準を満たしている状況でございます。今回改めて申請書類をいただきまして、認可基準と照らし合わせて問題なく適合する見込みであることから、認可したいと考えております。

また、利用定員につきましては、地域の保育ニーズに見合った供給量を利用定員として制定する必要がありますが、第3期花巻市子ども・子育て支援事業計画におきまして、令和8年度の乳児等通園支援事業の量の見込みを年間延べ166人、月に直しますと14人としておりまして、今回の各施設の利用定員の合計が26人であることから、ニーズに応えるための適切な受け入れ数を確保できる見込みとなっております。

今後のスケジュール予定ですが、本日、子ども・子育て会議にてご意見をいただいた後、2月下旬から3月上旬頃に、認可・確認結果の通知を行いたいと考えております。

また、事業実施につきましては、3月1日または15日号に広報への掲載を行いまして、利用者への周知を行いたいと考えております。

利用者からの認定申請は3月上旬に受け、利用者の認定通知を発出し、事業開始、事前面談を4月から始めるということで考えております。

今回、国から示された公定価格、国の定めた給付単価でございますが、こちらの公定価格の中に事前面談というところも、令和8年度から給付の対象となるというのが示されたところでございます。

そんな趣旨で、面談が今年度中、例えば3月中に実施したものが給付の対象となるのか。現時点で詳細が示されておられませんので、確実に給付の対象となる4月から事前面談開始を想定したものでございます。説明は以上でございます。

○上野文男委員

最後の方で、認可予定施設ということがございました。5つの施設を見ると、湯口保育園の上根子、膝乃こども園の中根子、ピュア・チャイルド園の若葉町、ひよこ保育園の下似内、ぎんどう保育園の石神町ということで、花巻地域に集中しているのですが、認可予定施設の設定の基準を教えてくださいませんか。

○こども課：高橋保育管理係長

実施いただく施設につきましては、旧3町も含めまして、全園の方に制度の説明をさせて頂いた上で、実施の意向を確認させていただいたところでございます。

おっしゃる通り旧花巻地域に集中してございますけれども、他の地域では一時預かりを実施されている園もございましたので、まずは実施にあたりまして、実施の意向のある園ということで8年度はお願いしたいというところでございます。

○中村良則会長

地域的配置みたいなものを考えたのかというところがあるかもしれませんが、その点はいかがでしょうか。

○こども課：高橋保育管理係長

市の方でのそれぞれの地域で強制的にお願いするのは、難しいというところもございますし、保育士の確保ですとか、運営にも関わってくるところでございますので、こちらからまずは丁寧に説明させていただいた上で、実施に当たっては、ご意向を伺いながら進めてきたこととなっております。

○こども課：松原課長

若干補足させていただきたいと思います。やはり地域的なバランスはこちらの方でも考えていたところがございます。

これについては、先ほど係長から説明した通り、我々としては、各地域に1か所でも欲しいという意向があるのは、やはり法人の運営の部分にも直結してくる部分でございますので、まず、令和8年度につきましては、今日挙げていただいた園の方で実施をしていただくというのが想定しているところがございますし、令和8年度の実施状況を見ながら、旧3町、石鳥谷、大迫、東和につきましても、ニーズがあるところにつきましては、今後検討しながら、また地域の保育園、認定こども園ともお話ししながら、実施可能かどうかについては今後検討して参りたいと思います。

○上野文男委員

これを令和8年度から実施するわけですがけれども、まだやっていないわけですから、今後利用状況とか見ながら、保護者目線で考えていかなければならないということですね。

○こども課：松原課長

やはり保護者のニーズは大切にしたいというのがございます。

令和8年度から給付対象となりまして、市の方から強制的にお願いしますということとはできない制度となっておりますので、この部分については丁寧に話を積み上げながら、ニーズがある場合については、実施方法を検討していきたいということになります。

○上野文男委員

私のところのかなん子どもひろばというのがあるんですけども、本当に利用が少なくなりました。うちの方は4か月未満の子どもがほとんどというような形になってきている時代で、その中で地元の人もそうですけれども、石鳥谷方面からも来ています。その石鳥谷の方がこちらで仕事をなさるから、便利でよいという形で利用いただいている。保護者の方も行きやすいところを選ぶ感じがしました。

○泉山明委員

こども誰でも通園制度ということについての認可ということですが、よくこの5か所が名乗り出ていただいたなと感謝したいと思っております。

私の認識不足ですが、認可予定施設の最初の園は、藤乃でよろしいですか。

○打田修子委員

藤とか勝とかというふうに言われますが、ハに二本線に糸と書いて藤乃(かがりの)です。

この制度は、そもそも国のこども家庭庁もあって、誰一人子どもを取り残さない、乳児であっても一緒に集団生活をさせた方がよいということもあって、始まったこども誰でも通園制度というのが元々のようです。なので、家にお母さんがいらっしゃるので、月10時間と短い時間で、1日1時間でもいいんですよ。それを10回続けても構わない。用があってお願いしますというときは、3時間でも4時間でも構わない。保護者も一緒に行って、その集団の中で一緒にということでもどちらでも構わないです。

連携施設で、ピュア・チャイルド園があるんですけども、やっぱり少子化になってきています。児童と保護者が来て、良いところだから入園しようかというところも含めて手を上げました。なので、小規模保育をしているところは定員が割れています。ひよこ保育園は一般型になっているので、児童はかなり多いようですけれども、その他は定員割れしているので、子どもが多い方が集団ということになりますので、そういう意味で手を上げたところです。

後、分からなくて聞きますが、ひよこ保育園の1人につき、保育士1人となっていますが、この人数とすれば、2人目じゃないということでしょうか。一般型なので、別な部屋でないと運営できないと思うのですが、乳児と1歳以上の㎡数が決まっていて、同じフロアでもよいということですか。別々の部屋での保育を想定しているということですか。

○こども課：高橋保育管理係長

利用定員というのが、0、1、2歳児各1人で、この3人を一気に受け入れるということではなく、例えば、今日は0歳児を受け入れる場合、保育士1人にプラス園の保育士の手伝いがあると、誰でも通園制度の専従となる保育士は1人でいいことになっております。

ただ、別の建物で実施することになると、最低でも2人に対する保育士は2人いないといけないことになっています。

施設の面積のところに关しましては、ひよこ保育園では通常の小規模保育施設の認可をいただいていたのですが、そこから誰通としての部分に、その面積の部分だけに移行するという手続きを取りましたので、同じ施設の中では通常の児童についても預かることが可能になることとなります。

小規模保育施設として30㎡で認可を受けていたところ、誰通の方に10㎡移しますということで、通常の保育施設は20㎡、誰通の方は10㎡での認可になりまして、㎡数は変わらないけれども、どの事業で使うのかというところで、書類上はこのような形で認可を取ります。

○打田修子委員

一般型であれば、全部の㎡数ではなくて、誰通の部屋と通常の保育の部屋を確保するという認識でしたが、㎡数をクリアしていれば、パーティションでも置けば見られるという意味ですか。

○こども課：高橋保育管理係長

一般型の中に二つございまして、園児との合同と、専用室を別に設けて受入を行う方式と二つございまして、ひよこ保育園につきましては専用室の独立型でしたので、通常の保育とは別の部屋で保育するというので、通常の保育は実施できる平米数が満たされているということで、誰通の部屋で申請をいただいたところでございます。

○笹野雅美委員

利用したい場合、施設に事前面談の予約を行うと書いてございましたけれども、対面で行われるものなのか、保護者も一緒にするものなのか、誰でも通園制度は利用する上での理由は問わないとありますが、面談をする目的は断られるケースがあるのかということと、実施日がすべて平日ですが、もし利用したいのであれば、土曜日とかに利用したいので、平日限定で決まっているものなのか、2点お聞きします。

○こども課：高橋保育管理係長

事前面談につきましては、基本的に保護者と対象児童と園とでの対面での事前面談が基本となっております。アレルギーの対応ですとか、そういった安全面を詳しく聞くとか、施設の取り決めですとか、丁寧に説明をする上での対面となります。

土曜日の実施につきましては、制度上出来ないということではございませんが、園の方で保育士が手薄になりますので、平日での実施でお願いしております。

○諏訪心一委員

誰でも通園制度について、万が一の事故があった場合、通常の保育であれば、安全共済だったり、日本スポーツ振興センターの災害補償に加入いただきますが、一時的な利用の場合の補償はどうなっているのかお聞きします。

○こども課：高橋保育管理係長

対象保険につきましては、園とお話をさせていただいております。通常の教育保育であれば適用される保険であっても、一時的に保育する児童については対応していない保険もあるようでして、加入されている保険がどういう保険なのかお話をさせていただいて、確認をさせていただいた上で、誰通の利用児童にも該当する保険なのか認可の書類の中で確認がございますので、対象となる保険に加入いただいたということになっております。

○諏訪心一委員

当園もこども園ですので、今回色々検討しましたが、1年間様子を見ようということで見送ったんですが、今後慎重に検討していきたいと思います。

○吉田桂子委員

障がいがあって、配慮が必要な児童は行けるところがなくて、イーハトーブ養育センターにお世話になっていますが、一般の施設で保育士の手が回らないということで断られたという話を聞いたりもしますが、実際受け入れてもらえるのか、現状どのような感じで考えているかお聞きしたいです。

○こども課：高橋保育管理係長

障がいをお持ちの児童であっても、こちらの制度は使えることとなっております。

実施される園の方で、保育士の確保が難しかったりすると、受入が難しい場合も無くはないかなと感じておりますが、制度上は受け入れていただきたいと考えております。

○伊藤和江委員

この制度が昨年から話題になったとき、保育施設プラス児童発達支援センターも適用されている施設じゃないかというので、職員として調べたときに、児童発達支援センターも希望があれば、受け入れていかなければいけないという国からの定めがあったので、そこは去年検討しておりました。その後、具体的に市の方から声がかかって無かったので、資料をいただいたときに、検討していく課題ではありました。

ただ、児童発達支援センターは、保育園とは違って措置費でやっている施設ではなくて、サービス報酬でやっている施設なんですね。予算が安定してなくて、自園の努力でやっているところですけど、そうなったときに、やっていけるかという一抹の不安はあります。ただ、受け入れの検討はさせていただきます。

○打田修子委員

そもそもインクルーシブなので、断るということはしてはいけないかなと思います。うちの園では一緒に保育しようと思っております。

○伊藤和江委員

インクルーシブということで、希望のある児童を受け入れていく方向はすごく大事なところだと思います。なので、機能としては中核機能の支援をさせていただいているので、受け入れていただける保育園を紹介させていただくであるとか、人員が確保されれば可能かなと思います。

○中村良則会長

この制度について、どの程度周知されていて、実際どの程度需要の見込みがあるのか、参考までにお願いします。

○こども課：高橋保育管理係長

他市町村の状況等もお伺いしております、パーセンテージを元に算出した部分になりますけれども、令和7年4月1日現在で、対象となりうる児童数が319人と見込んでおまして、その中で実際に利用されると見込んでいる児童数は17人となります。

○こども課：松原課長

資料No.2、今後のスケジュールでございますけれども、広報への掲載、また健診の際にチラシを配ってもいいのではないかなというようなご意見も頂戴しております。必要に応じて今チラシも作成しておりましたので、配布もしくは掲載依頼等を含めまして、周知して参りたいと思います。

○中村良則会長

では続きまして、次の議題の(3)特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見聴取について、説明をお願いします。

○こども課：玉山課長補佐

資料No.3をご覧ください。1 意見聴取についてでございます。

子ども・子育て支援法第31条第1項の規定によりまして、市長が特定教育・保育施設を確認する場合、利用定員を定める必要がありますが、利用定員を定めようとするときは、同法第31条第2項の規定により、あらかじめ審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつては、その意見を聴かなければならないこととされておりますことから、本会議において意見を聴取するものでございます。

2 利用定員についてでございますが、次のページをご覧ください。

利用定員を変更される施設事業所について、順番にご説明させていただきます。

まずは、1 新たに確認する施設が湯口大谷幼稚園でございます。令和8年4月1日から1号の利用定員15名に定めるものでございます。こちらの理由につきましては、私学助成の対象である幼稚園から子ども・子育て支援新制度への移行をされることから1号の定義を定めるものでございます。

2 幼保連携型認定こども園へ移行する施設でございます。

① 若葉保育園でございます。令和8年4月1日から利用定員を90名から105名とし、15名の増となります。内訳としましては、1号を0から15名に、2号を36名から45名に、3号を54名から45名となります。内容としましては、保育所から幼保連携型認定こども園へ移行することによるものです。

② ゆもとこども園でございます。令和8年4月1日から利用定員を70名から75名とし、5名の増となります。内訳としましては、1号を25名に、2号を24名から27名に、3号を21名から23名とするものです。変更の内容としましては、幼稚園及び保育所から幼保連携型認定こども園への移行によるものです。

3 利用定員を変更する施設、事業所でございます。

① 八重畑保育園でございます。令和8年4月1日から利用定員を50名から5名減とし、45名とするものです。その内訳としましては、3号を20名から5名減の15名とし、その歳児の内訳としましては、0歳児を4名から1名減の3名に、1・2歳児を16名から4名減の12名にするものです。その変更理由としましては、入所児童の実態に即した利用定員にするものでございます。

② 新堀保育園でございます。令和8年4月1日から利用定員を50名から5名減の45名とするものです。内訳としましては、3号を20名から5名減の15名とし、その歳児の内訳としましては、0歳児を4名から1名減の3名に、1・2歳児を16名から4名減の12名にするものです。変更の理由としましては、入所児童の実態に即した利用定員とするためのものでございます。

次のページ、③にじいろこども園でございます。令和8年4月1日から利用定員を75名から5名増の80名とするものです。内訳としましては、1号を15名から5名減の10名とし、3号を15名から10名増の25名とし、その歳児の内訳としましては、0歳児を3名から1名減の4名に、1・2歳児を12名から9名増の21名にするものです。理由としましては、同じく入所児童の実

態に即した利用定員とする内容でございます。

次に廃止する施設についてでございます。

施設は東和町の上瀬保育園でございます。令和8年3月31日に閉園するものです。理由は入所児童数の減少によるものです。

5 令和8年1月1日現在の待機児童の人数をお示ししてございます。内訳としましては、空き待ちが58名、その内待機が48名でございます。

次のページに令和8年4月1日の利用定員の一覧を掲載しております。

先ほど説明いたしました、各園の変更に関わる部分を反映させた内容となっております、変更箇所につきましては数字に下線を表示しております。

また、5ページ中段上に掲載しております、市内合計という枠囲みの欄になりますが、市内全体としましては、1号から3号合わせまして、変更後は2,681名の定員となり、その内訳としましては、1号認定453名、2号認定1,244名、3号認定の内、0歳児は241名、1～2歳児は743名となっております。その他地域別施設区分別という内訳につきましては、同じく5ページの方に掲載しておりますのでご確認いただければと思います。

続きまして資料3の1ページ目に戻ります。

3 今後の利用定員の設定に係る意見聴取について、ご説明させていただきます。

これまで、利用定員の変更に際しましては、子ども・子育て支援法に基づき子ども・子育て会議の意見聴取を行って参りましたが、岩手県に確認しましたところ、定員を定めようとするときは、新たに利用定員を定める場合、または認可定員の範囲を超える利用定員変更を指すとの解釈であるとの説明を受けたところでございます。

このことから、認可定員の範囲内における利用定員の変更については、意見聴取が必須ではないものの、子ども・子育て支援事業計画との整合性の確認が必要であり、市町村の判断で意見聴取を行うことも可能でございます。

については今後、各施設から利用定員変更の相談があった場合には、子ども・子育て支援事業計画との乖離がないか確認、検討した上で、子ども・子育て会議では意見聴取ではなく、項目の形式で行いたいと考えております。

具体的に申し上げますと、先程の施設の利用設定についてご説明させていただきましたが、3番の利用定員を変更する施設事業所の内、今回は八重畑保育園と新堀保育園につきましては、子ども・子育て会議の場合には直近の会議における報告とさせていただく内容であるとのことでございますので、ご承知おきいただければと思います。以上で説明を終わらせていただきます。

○打田修子委員

利用定員一覧のこの中には、私学助成の幼稚園が入らない理由は何でしょうか。

花巻市の児童がこれだけのところを利用しているというのが示されてもいいのではないのでしょうか。

○こども課：玉山課長補佐

貴重なご意見ありがとうございます。

私学助成の対象ということで、幼稚園はこの名簿に入っていないということは、教育施設ということで、直近のデータをこちらで把握していないこともございますが、会議するにあたって今後の資料を作る上での検討材料とさせていただきたいと思います。

○中村良則会長

では議事の（４）その他で何かございますでしょうか。

無ければ、議事は終了といたします。

○こども課：吉田子育て支援係長

資料No.4（仮称）花巻市こども計画の策定スケジュール等についてでございます。

昨年度最後の子ども・子育て会議の際にも触れさせていただきましたが、令和8年度中にこども計画の策定を進めることとしております。本日は改めてこども計画というものの概要お話とこの策定スケジュールというところの形になります。

この計画については、こども基本法第10条第2項の中で、努力義務として策定するよう定められているものでございます。策定のタイミングについては、実際のところ、自治体によってそれぞれというような状況でございますけれども、当市では、令和8年度中に策定、令和9年度から計画が走り始めることを想定しております。計画期間については、令和9年度から11年度の3か年度を想定しておりますが、それについては子ども・子育て支援事業計画の終期が令和11年度となっておりますので、こちらと終期を合わせて、次期こども計画はこの2つの計画を一体化して策定する想定としておりますことから、今般のこども計画の計画期間を3か年度という想定をしているものでございます。

この計画に何が書かれるかというところでございますけれども、必須事項として子ども・若者支援に関する内容やこどもの貧困対策推進に関する内容、少子化対策となる施策を、最低限盛り込むことが必須となっておりますし、一体で作成することが可能とされている子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進市町村行動計画は、昨年度策定済のイーハトーブ花巻子育て応援プランを指しております。

その他、様々な子ども・子育てに関する計画でございますが、それらも一体化して、こども計画として策定して構わないという話がありますので、皆様のご意見をいただきながら検討していきたいと考えているところでございます。

合わせまして、この計画を策定するにあたっては、その施策の当事者である子どもの意見、或いはその関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとするとしております。このため、こども計画を策定するに当たりましては、小・中学生の本人、それから保護者、若者への生活実態等に関する調査を行いまして、様々な支援等に反映するための基礎的な情報や生活実態、支援に対する意見・要望等についてのアンケート調査と、子ども・若者を対象としたワークショップの開催、現時点ではどういったテーマで行うか、具体的なものは設定できておりませんが、今後テーマを検討・設定の上開催したいと考えております。

最後に、こども計画策定のスケジュールでございますけれども、子ども・子育て支援事業計画の策定と同じようなスケジュール感になってございます。令和8年度の7月に第1回を皮切り

に、この会議自体は全部で4回の開催を予定しております。その中でアンケートの集計結果等を示させていただいた上で、骨子、それから素案計画を示させていただき、計画に定める中身について皆様に議論いただくという想定をしているところでございます。

現在のスケジュール段階ということで、ざっくりとした期間、取り組むべきことを記載させていただいておりますけれども、今後、こども計画が子ども・子育てに関する総合計画という位置づけになってくるかと思っておりますので、皆様におかれましては、忌憚のないご意見をいただきたいと思っておりますし、先ほどご指摘があったように、表現や記載内容が分かりづらくならないよう、逐一内容を整理しながら進めて参りたいと思っております。本日のところは、現在の進捗状況のご報告も兼ねてのご説明をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○こども課：玉山課長補佐（事務局進行）

慎重なご審議をいただきましてありがとうございました。

続きまして次第の4、その他でございますが、皆様から何かございませんか。無いようですので、こども課長から今後の会議の開催予定についてご案内いたします。

○こども課：松原課長

本日も長時間にわたりまして活発な、また貴重なご意見を賜りまして誠にありがとうございました。

今年度の会議はこれで終了となりますが、先ほどの説明の中でもありましたけれども、令和8年度は（仮称）花巻市こども計画の策定年度ということでありますので、年4回の開催を予定しております。第1回目につきましては、令和8年7月に実施予定としておりますので、日程等が確定いたしましたらご案内いたしますので、皆様お忙しいことと存じますが、ご出席の程、よろしくお願いいたします。

○こども課：玉山課長補佐（事務局進行）

それでは、以上をもちまして、令和7年度第2回花巻市子ども・子育て会議の一切を終了いたします。本日は皆様誠にありがとうございました。

（以上）